

独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ & A 改訂案
(運営費交付金収益化基準の見直し及び行政執行法人創設に伴う見直し関係)

(注) 以下のQ&Aについては、基準に対応する想定として例示的に作成したものである。

そのため、今後行われるQ&A策定作業において、項目や内容に変更することがありうる。

(新設) Q 8 1—A 運営費交付金との対応関係を明らかにする「業務」はどのように設定するのか。

A

- 1 運営費交付金制度創設の趣旨や、法人の多種多様な事務・事業の特性、業務運営における自主性を十分に考慮して法人自らが設定する必要がある。
- 2 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」では、「事業等のまとまりごとに区分された情報を充実」として、各法人における事業セグメント単位での目標の設定と管理を行うことが求められていると考える。
- 3 多数のプロジェクトが同時並行的に進んでいる法人においては、プロジェクトごとに運営費交付金予算が設定され、発生コストが管理されているケースが多いと考えられる。このような場合においては、「業務」の単位は「各プロジェクト」になるものと思われる。
- 4 一方で、プロジェクト単位でのコスト管理は行わず、複数のプロジェクトから構成される一定のグループ単位でコスト管理を行っている法人もあると考えられる。このような場合においては、「業務」の単位は「各グループ」になるものと思われる。
- 5 そのため、運営費交付金との対応関係を明らかにする「業務」の単位は、必ずしも事業セグメントとは一致しないものではあるものの、事業セグメントよりも大きな単位とはならないことに注意が必要である。

(新設) Q 8 1—B 会計基準注解 60（2）アで示されている「一定の業務の実施をもって運営費交付金配分額を収益化する方法」とはどのような方法か。

A

- 1 一定の業務の実施をもって当初予算額を収益化する方法とは、プロジェクトあるいは事業といった業務単位でコスト管理が行われている法人で、各業務の期末時点における達成度を客観的に示すことのできる「定量的な指標を設定できない場合」に採用される収益化基準である。
- 2 事業年度内に業務が完了した場合には運営費交付金配分額が収益化される。
- 3 事業年度内に業務が完了しなかった場合、運営費交付金配分額に対する投入費用の割合を業務の達成度とみなし、運営費交付金配分額を上限として、運営費交付金配分額に業務達成割合を乗じた金額が収益化される。

(新設) Q 8 1—C 会計基準注解 60 (2) イで示されている「一定の期間の経過をもって業務の達成とみなし、運営費交付金配分額を収益化する方法」とはどのような方法か。

A

- 1 一定の期間の経過をもって業務の達成とみなし、運営費交付金配分額を収益化する方法とは、例えば、教育や研修を行う学校運営業務や、施設の管理運営業務のように、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合に採用される収益化基準である。

(新設) Q 8 1—D 会計基準注解 60 (3) の業務と直接関連するいわゆる直接業務費にはどのような費用があるか。

A

- 1 会計基準注解 60 (3) の業務と直接関連するいわゆる直接業務費には、たとえば研究開発業務であれば、特定の研究開発プロジェクトで使用する目的で購入された消耗品の購入費や、特定の研究開発プロジェクトのために雇用されたアルバイトに係る賃金などの費用が含まれると考える。また、助成金交付事業であれば、支給された助成金のほか、当該事業のみに従事する職員の人件費などが含まれると考える。
- 2 複数の研究開発プロジェクトを担当している研究者に係る人件費や、研究棟建物の修繕費などは、特定の研究開発プロジェクトに直接関連する費用ではないが、法人の行っている予算の配分やコストの管理において各研究開発プロジェクトに配賦が行われている場合には、運営費交付金の収益化においては直接業務費として取り扱うことが妥当と考える。
- 3 管理部門の人件費や消耗品費といったいわゆる管理費についても、業務に対応する運営費交付金予算に含まれ、業務の原価（費用）管理において各業務に配賦が行われている場合には、運営費交付金の収益化においては直接業務費として取り扱うことが妥当と考える。

(新設) Q 8 1—E 会計基準注解 60 (3) の業務と直接関連するいわゆる直接業務費以外の費用にはどのような費用があるか。

A

- 1 例えば、「Q 8 1—D 第 2 項」で挙げた複数の研究開発プロジェクトを担当している研究者に係る人件費や、研究棟建物の修繕費について、予算の配分やコストの管理において法人が各研究開発プロジェクトへの配賦を行っていない場合、これらの費用は、直接業務費以外の費用となり、プロジェクト進行型の業務達成基準の対象にはならないと考えられる。
- 2 同様の理由で、管理費、すなわち、管理部門の人件費や消耗品費等についても、予算の配分、コストの管理において各研究開発プロジェクトへの配賦を行っていない場合には、業務進行型の業務達成基準の対象にはならないと考えられる。
- 3 なお、第 1 項、第 2 項に該当する費用であっても、対応する運営費交付金財源があり、期間の経過をもってそれら業務の進行と整理できる場合には、期間進行型の業務達成基準を採用することができると考えられる。

予算配賦時の扱い	収益化時の扱い	収益化基準
各業務の運営費交付金予算に含まれている場合	各業務に配賦する	・業務達成基準

各業務の運営費交付金予算 に含まれていない場合	各業務に配賦しない	<ul style="list-style-type: none"> ・期間進行型の業務達成基準 (対応する運営費交付金財源があり、期間の経過をもって業務の進行と整理できる場合) ・費用進行基準
----------------------------	-----------	---

(新設) Q81—F 運営費交付金配分額とは、具体的にどの時点での配分額を指すのか。

A

- 1 運営費交付金配分額は、運営費交付金を収益化する際に基準となる金額である。
- 2 利益の金額が法人の業務効率化の成果を適切に表すためには、運営費交付金配分額は、事業年度開始時の配分額とする方法が考えられる。
- 3 しかしながら、法人には業務効率化だけでなく政策効果を最大化することも求められていることを踏まえると、必要に応じて年度途中で配分額の見直しが行われていると考えられることから、見直し後の配分額を収益化する方法も考えられる。

(修正) Q81—11 中期計画等及びこれを具体化する年度計画等において、「一定の業務と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合」との運営費交付金の収益化は具体的にどのように状況行うのか。

A

~~1 会計基準では、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合には「当該業務等の達成度に応じて収益化する方法（注解6-0第2項(1)。以下「業務達成型」という。）」によることが、また、上記の場合で業務の実施と運営費交付金財源が期間的に対応している場合には「一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化する方法（注解6-0第2項(2)。以下「期間進行型」という。）」によることが認められている。~~

1-2 中期計画及び年度計画等において「一定の業務等と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合」とは、「当該一定の業務等に対して財源措置された運営費交付金の金額を示すこと」と解される。

2-3 なお、平成12年4月に中央省庁等改革推進本部事務局がとりまとめた「独立行政法人・中期計画の予算等について」において、中期計画の参考資料として「運営費交付金債務を進行させるために、一定の業務等と運営費交付金との対応関係を明らかにするための書類を添付することができる」とされているところであり、このような中期計画に添付された参考資料等を含め、一定の業務等の範囲とそれに対する運営費交付金の額が把握できる場合には、業務達成型および期間進行型を適用できると考えられる。また、法人内において理事会等、一定の承認を得た年度予算の算定資料も両者の対応関係を示すものとして添付された参考資料に準じた取り扱いが可能と考えられる。